

老発 0329 第 2 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

高齢者権利擁護等推進事業の実施について

標記事業については、別紙「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」により行うこととされ、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

(改正後全文)

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進することが重要である。

本事業は、各都道府県が行う介護施設・サービス事業所及び市町村への支援、並びに地域住民への普及啓発等の高齢者虐待防止等に関する取組を国が支援することにより、市町村等の高齢者虐待防止等の体制整備を進め、高齢者の権利擁護を推進することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(1)イ(イ)aの看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた組織に委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 介護施設・サービス事業所への支援

ア 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

イ 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

(ア) 権利擁護推進員養成研修

a 介護施設・サービス事業従事者向け研修

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設等内において指導的立場にある者を対象とし、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業においては、別紙1を参考にするものとし、以下の内容を含むこ

とが望ましい。

- ・高齢者虐待防止法の趣旨の理解
- ・虐待の未然防止や早期発見に向けた取組（怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメント及びハラスメント等のストレス対策に関する研修、介護サービス相談員等の外部の目の積極的な活用等）
- ・利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法の修得

b 講師養成研修

介護施設等において、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（以下、「高齢者虐待防止措置」という。）及び身体的拘束等の適正化のための措置を適切に講ずるため、定期的な研修等の開催についての企画立案から実施運営方法、研修を担う講師の養成等、介護施設等の組織における高齢者の権利擁護のために必要な人材を養成する。本事業においては、別紙1を参考にされたい。

(イ) 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するための実践的、専門的手法を修得し、地域における高齢者の権利擁護のために必要な援助等を地域において実践できる人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

a 看護指導者養成研修

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を修得させる研修を実施することにより、受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する。

b 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的知識・技術を修得させる。

(2) 市町村への支援

各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

(ア) 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に係る関係団体等との密接な連携の下、弁護

士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。なお、事業の実施にあたっては、メールやSNSの活用や、常設型に限らず随時派遣するなど、相談件数に応じた効率的、効果的な運用に努めるよう留意するものとする。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 虐待対応等困難事例への対応における支援、虐待防止ネットワークの構築など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ 成年後見制度の手続、養護者からの相談に応じて適切な関係機関へつなぐ支援、介護職員等のストレス対策や身体的拘束等を必要としない介護技術に関する相談など、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族、介護職員等に対する専門的な相談
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。

(イ) 市町村職員等の対応力強化研修

都道府県内で虐待対応業務に従事する市町村、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修を実施し、高齢者虐待防止法の理解や成年後見制度の活用を促進するとともに、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介、規模等に応じた市町村担当者間の意見交換（実施している工夫、課題等）の場の設置等により、横展開を促すことで、対応力の強化を図る。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本研修において実施するものとする。

(ウ) 虐待対応実務者会議等の設置

a 虐待対応実務者会議

円滑かつ効果的な事務遂行の観点から都道府県と市町村の連携強化を図るため、都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を設置し、以下のような事業を実施する。

- ・ 養介護施設従事者等による虐待における連絡・対応体制の構築（特に死亡事案等重篤事案の初動期段階）
- ・ 個別の虐待事案に関する定期的な情報共有
- ・ 権利擁護相談窓口の設置や養護者による虐待につながる可能性のある困難事例等での専門職の派遣等による市町村のバックアップ体制の構築
- ・ 虐待の発生・増減要因の精査・分析
- ・ 養介護施設等の改善取組に対するモニタリング体制の構築

b 虐待の再発防止・未然防止策等検証会議

死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、都道府県又は市町村が再発・未然防止策等の検

討を行うための会議等を設置し、以下のような事業を実施する。

- ・ 虐待の事案及び虐待対応を評価・検証し、再発・未然防止策の策定や体制を構築
- ・ 再発・未然防止策の検討のための会議等を設置する市町村に都道府県が専門職等をアドバイザー等として派遣

c 指導等体制強化

虐待が発生した、あるいは虐待が疑われた介護施設等における指導等の実施において、虐待の再発防止等のため、以下のような事業を実施する。

- ・ 介護施設等における適切な高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の実施に係る指導等のために、都道府県及び市町村がアドバイザーとして専門職等を活用

(エ) ネットワーク構築等支援

広域調整、専門的支援の観点から、市町村の高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する体制整備を進めるため、以下のような事業を実施する。

- ・ 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関するネットワーク等が未整備の市町村に対し、アドバイザー等を派遣し、ネットワーク構築に向けた助言、支援等
- ・ 措置に伴う居室確保等にかかる広域調整
- ・ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

(3) 地域住民への普及啓発・養護者への支援

(ア) シンポジウム等の開催

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化、成年後見制度等の普及促進、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用によるレスパイトケアや怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントの推進などを目的としたシンポジウム等を開催する。

(イ) 制度等に関するリーフレット・マニュアル等の作成

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用によるレスパイトケアや怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントなどを推進するため、リーフレット等を作成し、高齢者や家族に配布する又は民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成し、これらの関係機関に配布する。

(ウ) 養護者による虐待等につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウ

トリーチ)

虐待の未然防止の観点から、養護者による虐待等(セルフ・ネグレクトを含む。)につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、弁護士・社会福祉士・医師等の専門職を派遣し、以下のような業務を実施する。

- ・ 介護負担・ストレスの軽減等に向けた精神的・医療的な支援
- ・ 介護保険の適切な利用促進や成年後見制度の活用促進や養護者支援のための地域の受け皿づくり
- ・ 関係機関・団体へのつなぎや介護関連シンポジウム等への参加促進

(別紙1)

権利擁護推進員養成研修事業の実施について

(1) 研修対象者

介護施設等の施設長、介護主任等、高齢者虐待防止措置や身体的拘束等の適正化等の高齢者の権利擁護のための取組を施設等内で指導的立場から推進することができる職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における権利擁護の推進について、講義・演習・自施設等実習を通じて、取組に必要な姿勢・実践的手法を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別記)

権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数 20名程度（1回）

3 標準的な研修カリキュラム

	研修内容	時間数
1日目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者虐待防止法について ○ 高齢者の権利擁護及び養護者支援について ○ 高齢者虐待防止法の対応状況調査結果等を踏まえた未然防止、早期発見及び再発防止に向けた対策について(怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメント及びハラスメント等のストレス対策に関する研修、介護サービス相談員等の積極的な活用) ○ 施設内において高齢者虐待防止措置や身体的拘束等の適正化のための措置や取組を促進させるためのマニュアルの必要性、虐待の防止に係る対応フロー図の作成やリーダー養成の方法等について	4時間
2日目	演習1（施設等見学及び意見交換） 目的) 都道府県内で取組を進めている施設等の見学及び見学に基づいた意見交換を行うことにより、受講者が自施設等での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行う。	1日
3日目	演習2（取組に向けたロールプレイ等） 目的) 演習1で整理・認識した課題等を念頭に、高齢者の権利擁護の推進に向けた視点と問題解決能力を修得する。 演習内容例) ○ 対象者に対する理解を深めるロールプレイ ○ 施設等内における高齢者の権利擁護のための取組	1日
自施設等実習		60日
4日目	演習3（報告会・意見交換等） 目的) 本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設等における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等について意見交換を行う。	1日

(参考)

- ・「介護施設における虐待防止研修に関する調査研究事業 虐待防止研修プログラム」、「介護施設・事業所における虐待防止研修プログラムの使い方」、「研修担当及び司会者用資料」、「学習者用資料」※¹
- ・「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備（令和4年3月版）」※²
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和4年3月改定）」、「管理者向け研修のための手引き」、「職員向け研修のための手引き」※³
- ・「介護現場におけるハラスメント事例集（令和3年3月）」※⁴

※1 令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護施設における虐待防止研修に関する調査研究事業」（実施主体 MS&AD インターリスク総研株式会社）

※2 令和3年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護保険施設における高齢者虐待防止研修に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」（実施主体 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

※3 令和3年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル・研修手引き等の普及啓発に関する研修調査」（実施主体 株式会社三菱総合研究所）

※4 令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護現場におけるハラスメント対応に関する調査研究事業」（実施主体 株式会社三菱総合研究所）

4 標準的な修了証書様式

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める権利擁護推進員養成研修を修了したことを証します
年 月 日
○ ○ 県知事 ○ ○ ○ ○

(別紙2)

看護職員研修事業の実施について

1 看護指導者養成研修

(1) 研修対象者

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行う等、介護施設等における利用者の権利擁護等を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び相談・教育技術を修得させ、さらに地域における権利擁護等の情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できるよう実践的な知識・技術を理解させる。

(3) 研修受託機関

都道府県は看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する組織に本研修の実施を委託することができる。

(4) 受講手続等

受講の手続等については、実施主体等の研修要項に基づき行う。

(5) 修了証書の交付等

ア 実施主体等の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(6) 実施上の留意事項

ア 本研修参加者の選定については、各都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図ること。

イ 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

ウ 本研修は、都道府県が実施する看護実務者研修の指導者を養成する研修という性格から、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

2 看護実務者研修

(1) 研修対象者

介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等において、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

できるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

なお、本カリキュラムに掲げる研修内容は、原則として、全て網羅することとし、時間については適宜増減することとして差し支えない。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を研修の企画・立案への参画、又は講師等に有効活用するとともに、各都道府県看護協会、介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と密接な連携を図るものとする。

イ 開催場所及び研修日程等の選定においては、受講者が受講しやすいよう配慮することが望ましい。

(別記)

看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数

20～40名程度

3 標準的な研修カリキュラム

日程	研修内容	時間
第1回	介護保険制度と看護職員の役割① ○ 高齢者を取り巻く社会環境の理解 ○ 介護保険制度等の基本的な理解 ○ 地域包括ケアシステムにおける介護保険施設の役割	90分
	介護保険制度と看護職員の役割② ○ 尊厳の保持と自立（自律）支援（高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化、高齢者の養護者に対する支援等を含む） ○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための取組 （虐待発生時の要因分析・再発防止、疾病理解のための研修、高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に関する体制整備等） ○ 介護保険施設等における看護職員の役割（運営基準に規定される基本方針並びに褥瘡予防対策、感染症及び食中毒対策を含む） ○ 「生活の場」で提供される看護の特徴 ○ 組織の理解と多職種による支援（施設サービス計画及びサービス担当者会議を含む）	120分
	高齢者の心身の理解 ○ 高齢者の心身の特徴とよくみられる疾患 ○ 高齢者のフィジカルアセスメント	90分
第2回	認知症高齢者の理解と看護 ○ 認知症の医学的理解（心理的理解を含む） ○ 認知症の人の生活のアセスメントと支援 ○ 認知症の人の家族の理解と支援 ○ 意思決定支援と権利擁護	120分
	利用者の尊厳ある生活を支えるケアと看護①—介護事故防止 ○ 介護事故防止の理念と考え方 ○ 介護事故防止のための体制整備（指針の策定、報告制度、事故防止検討委員会、職員研修、損害賠償等） ○ 介護事故防止のためのケア	90分

	○ 介護事故発生時の対応	
	利用者の尊厳ある生活を支えるケアと看護②—感染管理対策 ○ 感染管理体制の整備（指針の策定、報告制度、感染対策委員会、職員研修等） ○ 平常時の衛生管理 ○ 感染症発生時の対応	90分
第3回	利用者の尊厳ある生活を支えるケアと看護③—急変時の対応 ○ 高齢者の急変時の特徴と観察の視点 ○ 急変時の対応（介護職員等との連携を含む）と医療機関との連携	60分
	利用者の尊厳ある生活を支えるケアと看護④—看取りケアの推進 ○ 高齢者の看取り期の特徴と状態像 ○ 多職種協働による看取りケア ○ 看取り期における家族支援（意向の尊重と看取りに関する理解の促進、心理的支援を含む）	90分

(参考)

- ・「施設に従事する看護職員が修得すべき知識と技能に関する研修会テキスト（平成 26 年 3 月）」※¹
- ・「介護現場における感染対策の手引き（第 3 版）」※²
- ・「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（平成 25 年 3 月）」※³
- ・「特別養護老人ホームにおける看取り介護ガイドライン（平成 19 年 3 月）」※⁴
- ・「特別養護老人ホームにおける看取り介護ハンドブック～家族とともに考えるために～（平成 22 年 3 月）」※⁵

※1 平成 25 年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業」（実施主体 株式会社三菱総合研究所）

※2 令和 5 年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護現場における感染症対策の手引き」の改訂、及び医療機関との感染対策の連携の実態に関する調査研究事業」（実施主体 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

※3 平成 24 年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護施設の重度化に対応したケアのあり方に関する研究事業」（実施主体 株式会社三菱総合研究所）

※4 平成 18 年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「特別養護老人ホームにおける施設サービスの質確保に関する検討（実施主体 株式会社三菱総合研究所）」

※5 平成 22 年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）「特別養護老人ホーム利用者の看取り介護の在り方に関する調査研究事業（実施主体 株式会社三菱総合研究所）」

4 標準的な修了書様式

○ 看護指導者養成研修修了証書様式

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定める高齢者権利擁護等推進事業看護指導者養成 研修を修了したことを証します
年 月 日
研修受託機関の長
○ ○ ○ ○

○ 看護実務者研修修了証書様式

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定める高齢者権利擁護等推進事業看護実務者研修を 修了したことを証します
年 月 日
○ ○ 県知事
○ ○ ○ ○